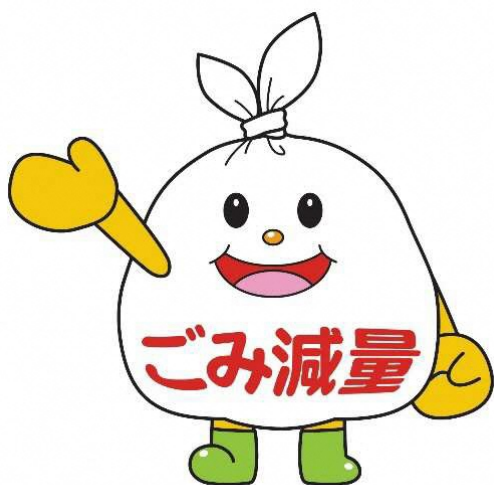


山形市一般廃棄物処理基本計画 (概要版)



減量 すすむくん



減量 かなえちゃん

2023年3月

山形市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の対象	1
3 計画の期間	1
第2章 地域の概要（人口・世帯数）	2
第3章 ごみ処理基本計画	2
1 ごみ処理の現状と課題	2
2 基本方針	5
3 施策及び目標	6
第4章 生活排水処理基本計画	14
1 生活排水処理の現状と課題	14
2 基本方針	17
3 施策及び目標	17
第5章 計画の推進と進行管理	20
1 市民・事業者・行政の役割	20
2 計画の推進体制	21
3 計画の進行管理	21

第1章 計画の基本的事項

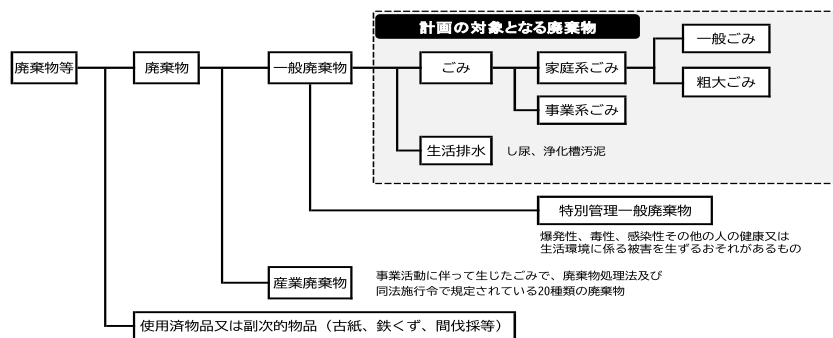
1 計画策定の背景と目的

山形市（以下「本市」という。）は、令和2年3月に「山形市発展計画2025」を策定し、政策の一つである「持続的発展が可能な希望あるまちづくり」を実現すべく、市民・事業者との連携によるごみの排出抑制やリサイクル、適正処理の推進、生活排水の処理向上、廃棄物処理体制の充実等の取り組みを進めてきました。一方で、私達の生活や社会経済状況は、人口の減少や高齢化の進行、食品ロス、海洋プラスチック問題、新型コロナウイルス感染症の流行によるライフスタイルの多様化等、廃棄物処理を取り巻く環境は複雑化しており、新たな課題にも対応していく必要があります。

そこで、本市においては、平成30年3月に策定した山形市一般廃棄物処理基本計画を指針として、ごみの発生抑制、資源化、適正処理等の施策を推進してきましたが、前計画が中間目標年度を迎えることから、近年の循環型社会をめぐる情勢を考慮し、本市において更なる廃棄物の発生抑制及び資源化の推進と、廃棄物について適正な収集・運搬、中間処理及び最終処分を確保し、持続可能な循環型社会の形成を目指すため、前計画以降に定められた法律や計画、及び社会状況の変化等を踏まえ、計画を見直し、策定するものです。

2 計画の対象

循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物のうち、一般廃棄物の「ごみ」及び「生活排水」を対象とします。



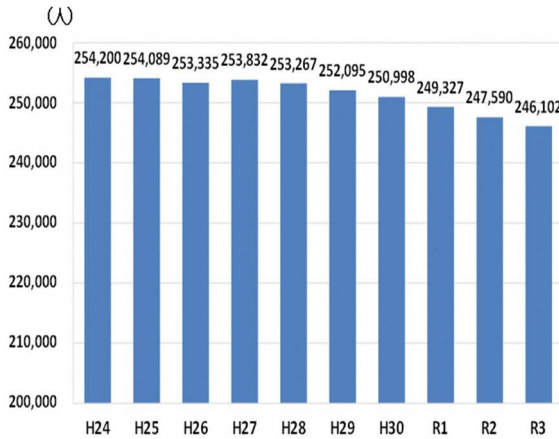
3 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とし、令和9年度を中間目標年度において、計画の見直しを行います。

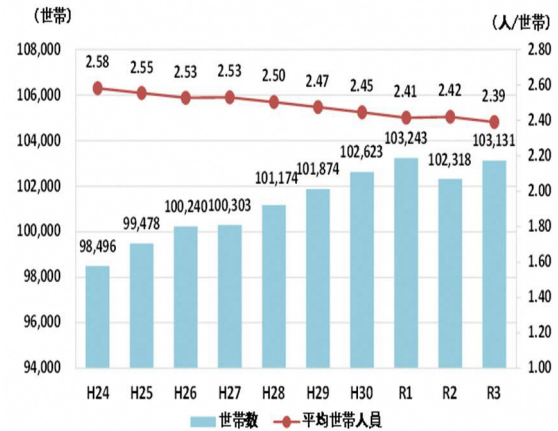
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
計画策定		初年度				中間目標					目標

第2章 地域の概要（人口・世帯数）

本市の人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。



人口の推移



世帯数の推移

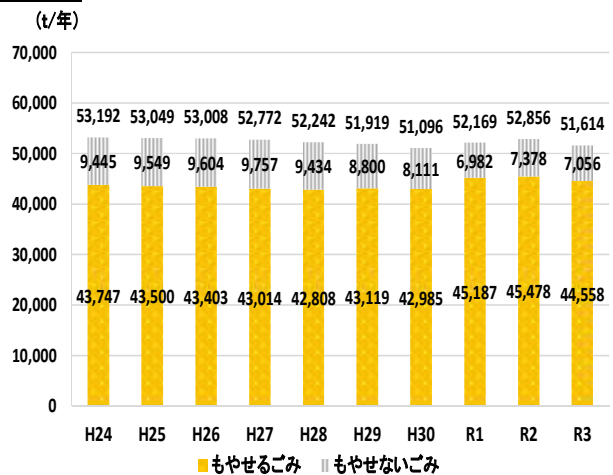
第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

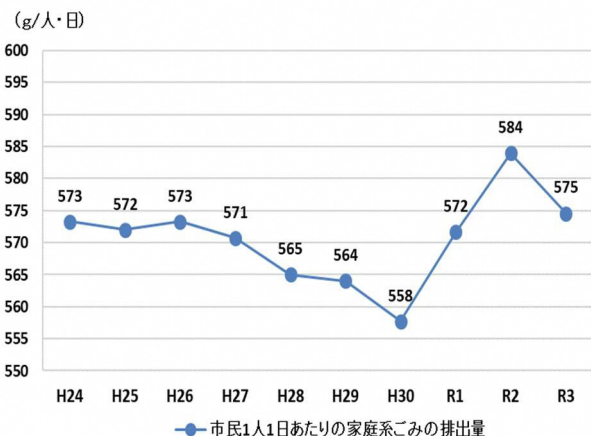
① 家庭系ごみの排出量の推移

令和3年度の家庭系ごみ排出量は51,614 tであり、平成30年度と比較すると1%増加しています。平成30年度まで減少傾向で推移していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴い、家で過ごす時間が増えたこと、マスク等の使い捨ての衛生用品の普及や、テイクアウトやネットショッピングが浸透したことにより、もやせるごみが増加したと考えられます。



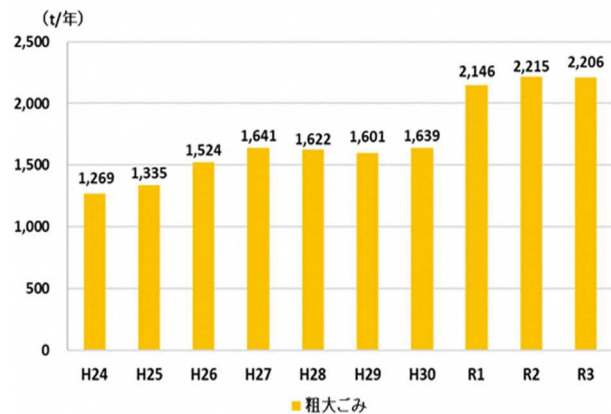
② 市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の推移

令和3年度の本市の市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量は575gで、平成30年度まで減少傾向で推移していますが、令和元年度以降増加傾向で推移しています。



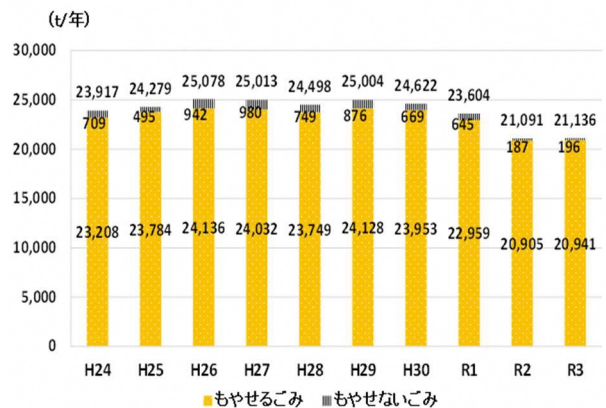
③粗大ごみの排出量の推移

家庭系ごみが増加した要因の1つである粗大ごみは、平成30年度まで徐々に増加していましたが、令和元年度に大幅に増加し、その後横ばいで推移しています。これは、いわゆる「断捨離」やDIY、空き家の片づけ等で大きな家具を捨てる機会が増加したこと、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加で、不要になった家具等を整理したことによるものと考えられます。



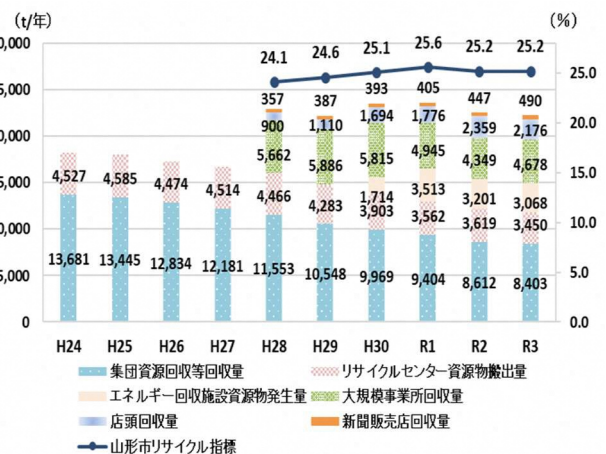
④事業系ごみの排出量の推移

令和3年度の事業系ごみ排出量は、21,136 tであり、平成30年度から14.1%減少しています。令和元年度まで横ばいで推移していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が停滞したことで、令和2・3年度は大幅に減少したと考えられます。



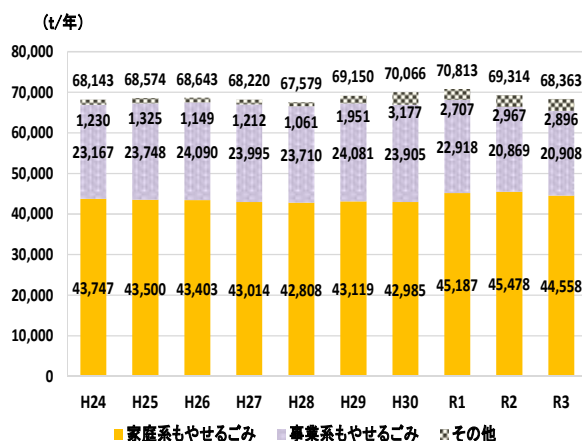
⑤資源化量の推移

令和3年度の山形市リサイクル指標は25.2%であり、平成30年度から0.1ポイント増加しています。平成29・30年度にエネルギー回収施設が稼働したことで増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、集団資源回収や大規模事業所からの回収量が減少したため、令和2年度以降は横ばいで推移しています。



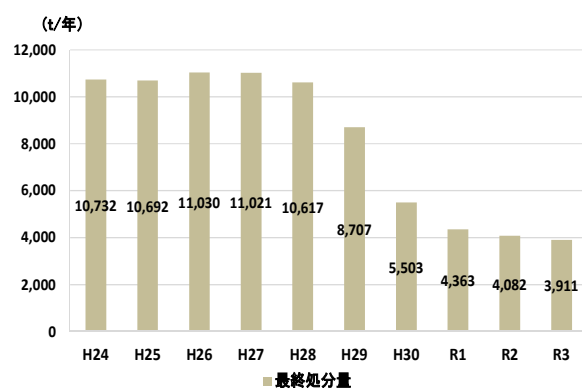
⑥焼却処理量の推移

令和3年度の焼却処理量は、68,363tであり、平成30年度から2.4%減少し、横ばいで推移しています。新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が停滞し、事業系もやせるごみが減少したことが要因と推測されます。



⑦最終処分量の推移

令和3年度最終処分量は、3,911tであり、平成30年度から28.9%減少しています。エネルギー回収施設稼働し、これまで埋立されていた焼却後の灰をスラグとして資源化していることや、新型コロナウイルス感染症の影響により事業系もやせるごみの量が減少したことに伴い、焼却灰の最終処分量が減少したと考えられます。



(2) 前計画の目標と進捗状況

	H28 前計画	H30	R3	R4 中間目標年次	R9 目標年次
市民1人1日あたりの 家庭系ごみの量(g/人・日)	565	558 (560)	575 (552)	— (550)	— (536)
事業系ごみの排出量 (t/年)	24,498	24,622 (23,800)	21,136 (22,700)	— (22,500)	— (20,500)
山形市リサイクル指標 (%)	24.1	25.1 (24.6)	25.2 (26.5)	— (27.0)	— (29.0)
最終処分量(t/年)	10,617	5,503 (6,093)	3,911 (4,706)	— (4,550)	— (4,090)

()は前計画策定時の計画値

(3) ごみ処理の課題

①増加した家庭系ごみの量の削減

生ごみについては、生ごみ処理機の購入支援や、乾燥生ごみと野菜等の交換事業「生ごみやさいクル事業」等の減量施策により、減少傾向にあります。粗大ごみは、過去10年間で増加しており、発生抑制や排出抑制の施策を行っていく必要があります。

②適正排出(分別)の徹底

ごみ集積所へ出されたごみのうち、分別誤りによるごみ出し違反の件数が増加しており、特に充電池内蔵家電等の混入は、車両や中間処理施設の火災の原因となるため、排出方法の周知啓発を強化し、分別の徹底を図る必要があります。

③事業系ごみに含まれる削減可能ごみの削減

もやせるごみとして排出されている雑紙や古紙等の削減可能なごみが増加傾向にあることから、分別を徹底する必要があります。

④資源物の分別徹底

紙類や食品トレイ、布類といったリサイクル可能ごみについて、一部がもやせるごみとして排出されていることから、これらの削減可能ごみをもやせるごみから取り除き、資源回収や店頭回収等の利用を促す取り組みを継続する必要があります。

⑤最終処分量の削減

上野最終処分場の限りある埋立容量を最大限活用し、長期運用を図っていくため、ごみの減量による、さらなる最終処分量の削減と、第二期整備事業による最終処分場の埋立容量の増加を図る必要があります。

2 基本方針

本計画では、市民・事業者・行政が連携・協力してごみの減量とリサイクルを推進してきた前計画の基本方針「みんなでつくる循環型の暮らし」を継承するとともに、立谷川エネルギー回収施設の整備事業が完了したこと、また、資源循環に配慮したごみ処理を推進していくことが重要であると考えことから、「循環型ごみ処理の推進」を新たな基本方針とします。

基本方針1 みんなでつくる循環型の暮らし

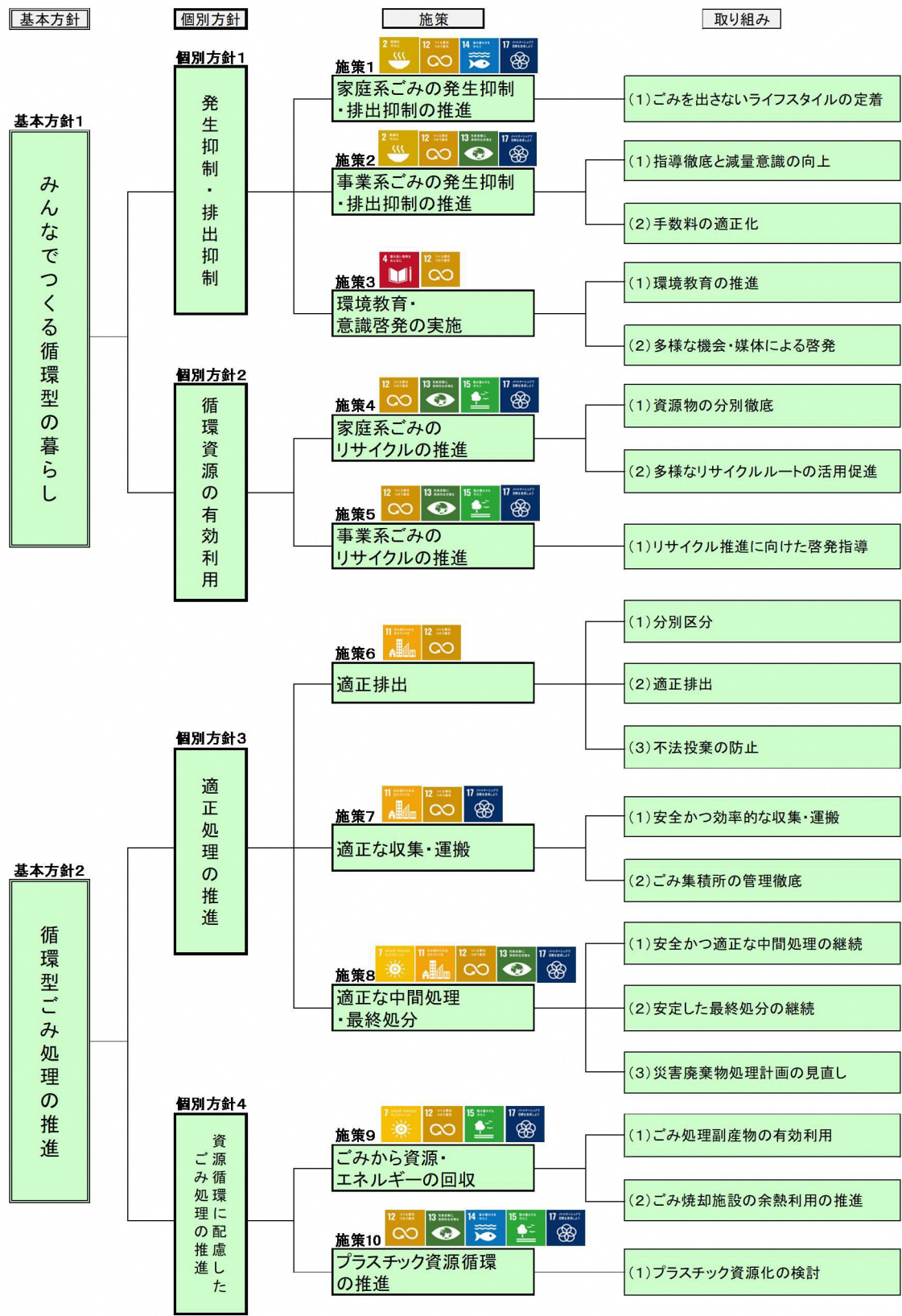
循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、連携・協力してごみの発生・排出抑制や、循環資源の有効利用に取り組みます。

基本方針2 循環型ごみ処理の推進

収集運搬、中間処理、最終処分の各段階で、適正な処理・処分の安定的な実施を図るとともに、廃棄物処理時に発生する資源・エネルギーの有効活用を推進し、循環型社会の形成に資するごみ処理を推進します。

3 施策及び目標

(1) 施策体系図



(2) 具体的施策及び目標

基本方針 1 みんなでつくる循環型の暮らし

個別方針 1 発生抑制・排出抑制

施策 1 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

ごみを出さないライフスタイルの定着

- 家庭系ごみの「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市民団体と連携し普及啓発を行います。
- 「不要なものは買わない、もらわない」ために、日常生活の中でできる取り組みを、市民団体との連携や、広報活動により周知徹底することで、ごみの減量に対する意識を促進します。
- フリマアプリやリサイクルショップを活用し、不要となったものを必要とする人に受け渡し、再利用する仕組みを推進することで、リユースに繋がります。【新規】
- 不要となった家具や雑貨をごみとして排出しようとするもののうち、まだ使うことができるものについては、リユースを目的として回収業者等へ引き取ってもらい、必要とする人へ受け渡すことを推進します。また、回収業者等の情報を発信します。
- 食品ロスの削減を目的とした「30・10運動～家庭編～」（家庭での食べ残しや食材の余りを減らすため、毎月30日と10日を「冷蔵庫チェックデー」とし、冷蔵庫の中を定期的に整理整頓する習慣を作る運動）の取り組みを継続します。
- 生ごみの水切りについて、実践例の紹介を行い、生ごみの水切りの徹底を推進します。
- フードバンク運営団体と連携してフードバンクの取り組みを実施し、生活困窮者へ食品を提供することで、食品ロスの削減へつなげます。
- 自転車等のシェアリングの利用を推進し、個人で物を購入する機会を減らすことで、リデュースへつなげます。
- 先進自治体や市民団体等で行っている取り組み事例等を調査、研究します。
- 家庭系ごみ有料化の減量効果及び課題等の検証を引き続き行います。

施策 2 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 指導徹底と減量意識の向上

- 事業系ごみの「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、事業者へ向けた普及啓発を行います。
- 大規模事業者に対しては、「事業系廃棄物減量等計画書」を作成してもらうことにより、減量・リサイクルに向けた計画を促すとともに、他事業所の取り組み事例等の情報を提供し、引き続き普及啓発を図ります。
- 山形広域環境事務組合と連携し、収集運搬業者に対する搬入現場での搬入物検査を行い、資源物の分別徹底についての呼びかけを継続しごみ減量を推進します。

- 食品ロスの削減を目的とした「^{さんまる いちまる}30・10運動～宴会編～」(宴会等で乾杯から30分間、お開き前の10分間は自席で料理を楽しむ運動)の取り組みを継続します。
- 生産者・事業者等へ、新たな販路として、Eコマース(電子商取引)の活用等に関する情報提供を行い、規格外等により廃棄される食品や品物の削減を推進します。【新規】

② 手数料の適正化

- ごみ処理に係る費用負担の適正化を図るため、山形広域環境事務組合とともに、中間処理施設への直接搬入に係る適切な料金設定について今後も引き続き検討します。

施策3 環境教育・意識啓発の実施

① 環境教育の推進

- 自治会や市民団体等、地域で主催する学習会に職員を派遣(出前講座)し、ごみの減量や再資源化推進に向けた情報を提供します。
- 小学生のエネルギー回収施設等の見学、体験学習等を通して、ごみ減量への意識付けを行う等、ライフステージに応じた環境学習の機会の提供に努めます。
- 資源回収を通し、将来を担う子どもたちを含めた市民一人一人にごみ減量と再資源化の意識の向上を図ります。
- 消費者教育や情報教育等、教育プログラムを活用し、循環型社会に関する環境教育の推進を図ります。【新規】

② 多様な機会・媒体による啓発

- 出前講座、イベント、説明会、市報やホームページ、SNS等を活用し、本市のごみ排出量の推移や現状を周知し、ごみ減量への意識向上を図ります。
- ごみ処理施設やリサイクルセンター等の施設見学を通して、ごみ処理の現状を周知し、ごみ減量への意識向上を図ります。
- 「ごみ減量・もったいないねット山形」と連携し、市民へのごみに対する意識啓発を行い、ごみ減量とリサイクルの取り組みを推進します。

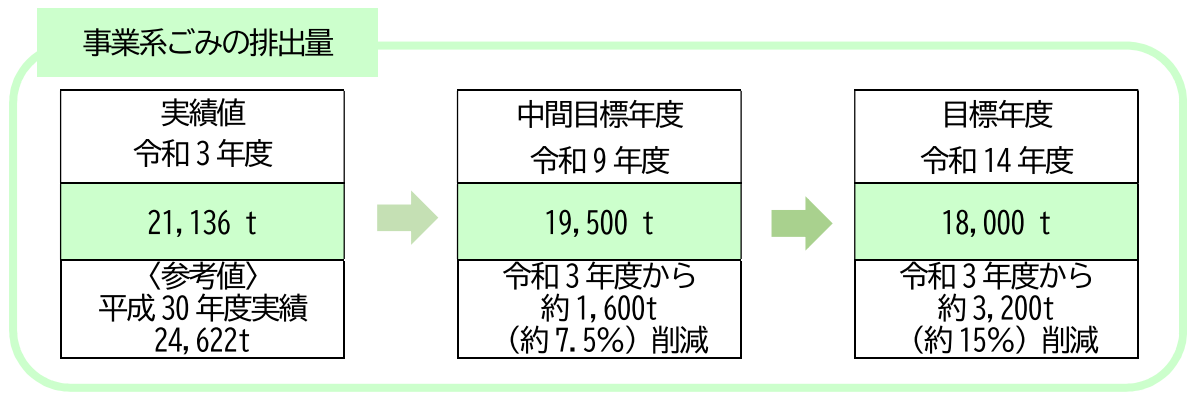
個別方針1 発生抑制・排出抑制に係る目標

(1) 市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量の削減










市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量

実績値 令和3年度	中間目標年度 令和9年度	目標年度 令和14年度
575 g/人・日	556 g/人・日	537 g/人・日
	令和3年度から 19g (約3.4%)削減	令和3年度から 38g (約6.8%)削減

(2) 事業系ごみの排出量の削減



私たちができごみの削減

リデュース	リユース	リサイクル
<p>マイバッグの使用 →レジ袋 (6.8g) 削減</p> 	<p>詰め替え商品の利用 →ボトル (50g) 削減</p> 	<p>食品トレーを店頭回収へ →トレー (3.3g) 削減</p> 
<p>マイボトルを持参 →ペットボトル (30g) 削減</p> 	<p>クリーニングハンガーの 返却 →ハンガー (35g) 削減</p> 	<p>紙パックを店頭回収へ →パック (30g) 削減</p> 
<p>生ごみの水切り徹底 →1日あたり 90g 削減</p> 	<p>フリマアプリの使用 →不用品の 排出削減</p> 	<p>新聞を資源回収へ →新聞紙1枚 (19g) 削減</p> 

個別方針2 循環資源の有効利用

施策4 家庭系ごみのリサイクルの推進

① 資源物の分別徹底

●家庭系ごみの中には、再生可能な紙類、食品トレー等の資源物が混入しているため、資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動を強化する等、資源物の更なる分別徹底に努めます。

② 多様なリサイクルルートを活用促進

●家庭ごみの中に含まれる再生可能な紙類、食品トレー等の資源物（リサイクル可能ごみ）の削減を図るため、市民団体と連携し、スーパー等での店頭回収（食品トレー、紙パック等回収）の利用を促進します。

- 町内会、子供会等が実施する集団資源回収への支援を継続し、資源回収利用の周知・啓発を行います。さらに、少子高齢化やライフスタイルが多様化する中で、集団資源回収に取り組む担い手不足や取り組み意欲の低下が懸念されることから、集積所を利用した回収方式等、地域の実情に合った回収方法を調査・検討します。
- もやせるごみの減量と集団資源回収事業を補完するため、集積所において古紙類を回収し、リサイクルを推進します。
- 小型家電に含まれる鉄、アルミ、レアメタル等の有用金属の再資源化及び廃棄物の減量化を図るため、家庭で不要になった小型家電（対象品目に限る）を無料で回収する「山形市小型家電リサイクル事業（こでん里帰りプロジェクト）」を実施し、資源回収に努めます。
- 資源の循環利用を目的とした「生ごみやさいクル事業」の周知を行い、生ごみの減量と資源化を推進します。
- 市民団体と連携し、リペアショップやリサイクルショップ情報を掲載したマップ等を活用し、引き続き市民に広く周知することでリユースの推進を図ります。
- 無許可の業者による廃棄物の回収は、不法投棄や不適正な管理につながる恐れがあるため、利用しないよう周知を行います。

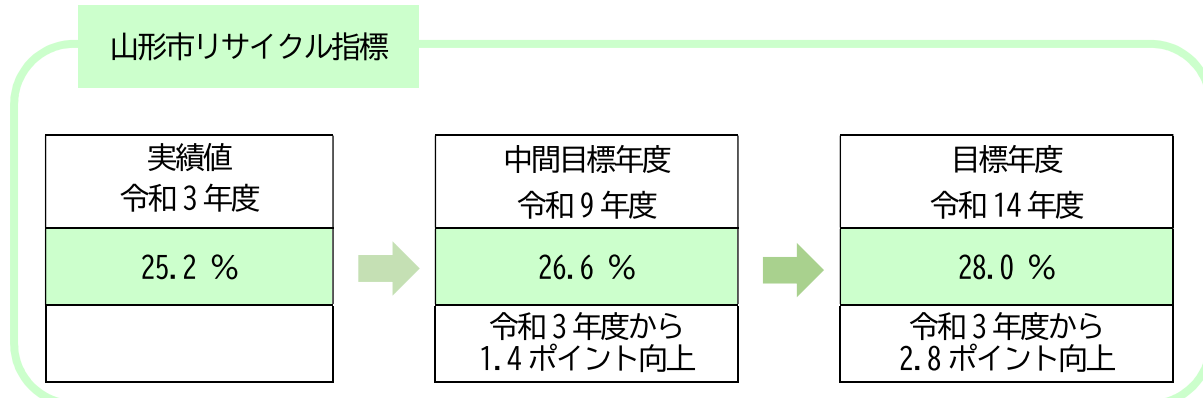
施策5 事業系ごみのリサイクルの推進

① リサイクルの推進に向けた啓発誘導

- 事業者向けの減量とリサイクルの方法についてまとめた「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き」を活用し、事業系ごみの再資源化への意識向上を図ります。
- 事業系ごみの減量化・再資源化の取り組み意識を向上させるために、他の事業者の模範となる減量化・再資源化に取り組んでいる事業者を表彰する等、その具体的な取り組みについて、広く周知して活動の支援を継続します。
- 小規模事業所のリサイクル推進に向け、市内のネットワークである「お古紙ください協議会」と連携し、古紙回収システムを紹介します。
- 環境への負荷低減に配慮した製品やサービスを優先的に購入する「グリーン購入」を本市が積極的に実践していくとともに、事業所に対して情報発信を行います。

個別方針2 循環資源の有効利用 に係る目標

(1) 山形市リサイクル指標の向上



基本方針 2 循環型ごみ処理の推進

個別方針3 適正処理の推進

施策6 適正排出

① 分別区分

- ごみの分別は、現状の10分別を継続します。
- 「もやせるごみ」と「プラスチック類」は、エネルギー回収施設で焼却処理を行っています。エネルギー回収施設稼働時には、ごみの量が処理可能量を上回った場合に対応するため、「もやせるごみ」と「プラスチック類」の分別を継続していましたが、現在まで処理量の実績は処理可能量を下回っております。一方で、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことにより、分別収集したプラスチック使用製品の再商品化について、今後検討を進めていく必要があります。このことから、現在の「もやせるごみ」と「プラスチック類」の分別を継続します。

分別区分
もやせるごみ
プラスチック類
雑貨品・小型廃家電類
ビン・カン
ペットボトル
古紙類
水銀含有ごみ
ふとん類
埋立ごみ
粗大ごみ

② 適正排出

- 集積所へ排出する際のごみの分別の徹底を図ります。特に、収集車や処理施設での発火・発煙につながる充電機内蔵家電の分別について、市報やホームページ等での周知を引き続き行います。また、誤った排出方法で集積所へ出されているごみについては、ごみ出し違反シールを貼り、適正な分別、排出の指導を継続します。
- ごみ分別大百科のホームページでの閲覧や、SNS等の電子媒体の利用を促し、デジタル化の推進による市民の利便性向上を図ります。【新規】

③ 不法投棄の防止

- パトロールの実施、不法投棄防止カメラの設置、町内会への不法投棄防止看板の配布等により、不法投棄の未然防止や監視・指導体制の強化に取り組みます。
- 河川・道路等に投棄されたごみの清掃活動に対し、ボランティア袋の支給を行う等、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。
- 関係団体との連携により、不法投棄通報等の情報共有に努めます。

施策7 適正な収集・運搬

① 安全かつ効率的な収集・運搬

- 適正な分別・排出方法により指定場所へ排出された家庭系ごみは、市が責任をもって安全かつ効率的に収集・運搬します。また、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも適切に対応しながら、安全かつ効率的な収集・運搬を今後も継続します。

- 高齢者や障がいのある方に対するサービスとして、ごみ集積所までの排出が困難な方に対する戸別収集、ごみ出し支援事業を継続実施します。
- 一般廃棄物収集・運搬業の許可については、収集・運搬業務の継続性・安定性等に配慮し、事業計画や実績を考慮しながら適切に許可するとともに、許可業者に対して適正に指導を行います。

② ごみ集積所の管理徹底

- 清潔で安全かつ適正なごみ集積所となるよう、町内会や山形市環境保健推進協議会との連携・協力により排出環境づくりを進めます。
- ごみ出しルールを徹底するため、市報やホームページ等を活用して市民に対する周知や意識啓発を行います。
- ごみ出しルールを守らない排出者が多いごみ集積所については、管理者等と連携し、排出者に対する適正排出の指導に努めます。
- カラス等の被害防止のため、ごみ集積所カラス対策用ネットの支給を継続します。

施策8 適正な中間処理・最終処分

① 安全かつ適正な中間処理の継続

- 山形広域環境事務組合が所管するエネルギー回収施設については、引き続き維持管理に努めます。立谷川リサイクルセンターは、稼働開始から27年が経過しています。定期的な整備・補修を実施しているものの、経年的な劣化の進行は避けられなく、設備・機器の維持管理を行う上で、耐用年数を考慮した適切な時期に対策を行うことが必要です。

② 安定した最終処分の継続

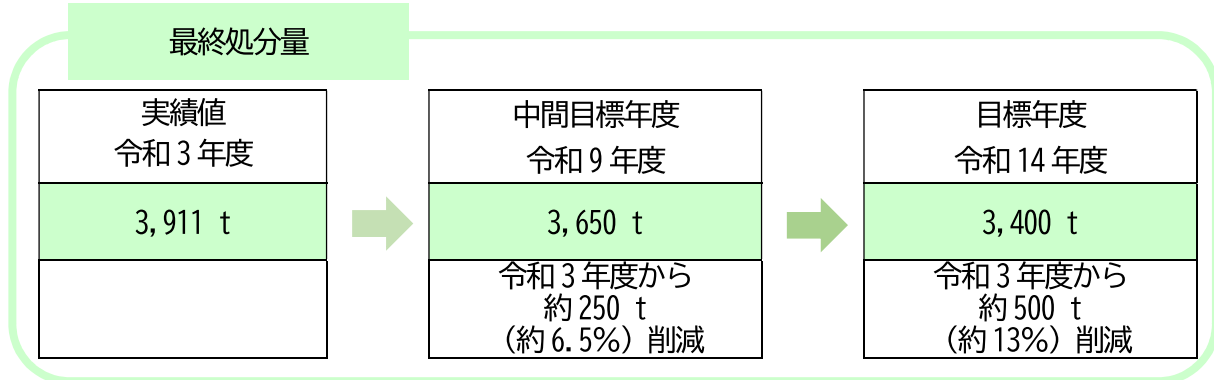
- エネルギー回収施設の稼働により、これまで埋立処理していた焼却灰をスラグとして、資源化としているため、最終処分量は減少しています。しかしながら、最終処分場の埋立容量には限りがあるため、ごみの排出抑制、資源化に努めつつ、最終処分量の低減化を図ります。また、最終処分場の長期運用を図るため、上野最終処分場の埋立容量を増加する「二期整備事業」を令和元年度より実施し、令和9年度より供用開始予定です。

③ 災害廃棄物処理計画の見直し

- 災害廃棄物の処理については、「山形市災害廃棄物処理計画」で定められています。この計画には、山形盆地断層帯地震や水害で発生した廃棄物の処理方法が記載されています。今後、国指針、県処理計画、山形市地域防災計画の改定、災害の被害想定の見直し等があった場合や、災害発生時に新たに得られた知見等を踏まえ、随時見直しを行います。

個別方針3 適正処理の推進 に係る目標

(1) 最終処分量の減量



個別方針4 資源循環に配慮したごみ処理の推進

施策9 ごみから資源、エネルギーの回収

① ごみ処理副産物の有効利用

- エネルギー回収施設（立谷川・川口）のごみ燃焼・溶融処理により、スラグにし、スラグは道路の路盤材やコンクリート二次製品等に利用され、資源として活用を継続します。

② ごみ焼却施設の余熱利用の推進

- エネルギー回収施設（立谷川・川口）でのごみ焼却の廃熱を、発電やロードヒーティングによる搬入路の融雪等に活用し、「サーマルリサイクル」を行います。

施策10 プラスチック資源循環の推進

プラスチック資源化の検討【新規】

- エネルギー回収施設では、プラスチック類について、焼却処理をしてサーマルリサイクルを実施しています。一方で、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、プラスチック使用製品の分別収集、再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されました。そのため、現在の10分別を継続しながら、再商品化について調査を行います。
- もやせるごみ等の燃やさざるを得ないごみ袋について、バイオマスプラスチック製の指定ごみ袋の導入に関する調査・研究を行います。
- 汚れが付着した食品用プラスチック容器はもやせるごみとして回収していますが、洗浄して汚れを落とした食品トレーについては、新たなプラスチック製品へ再商品化することができます。そのため、事業者が行う店頭回収等の利用を促し、マテリアルリサイクルを推進します。

第4章 生活排水処理基本計画

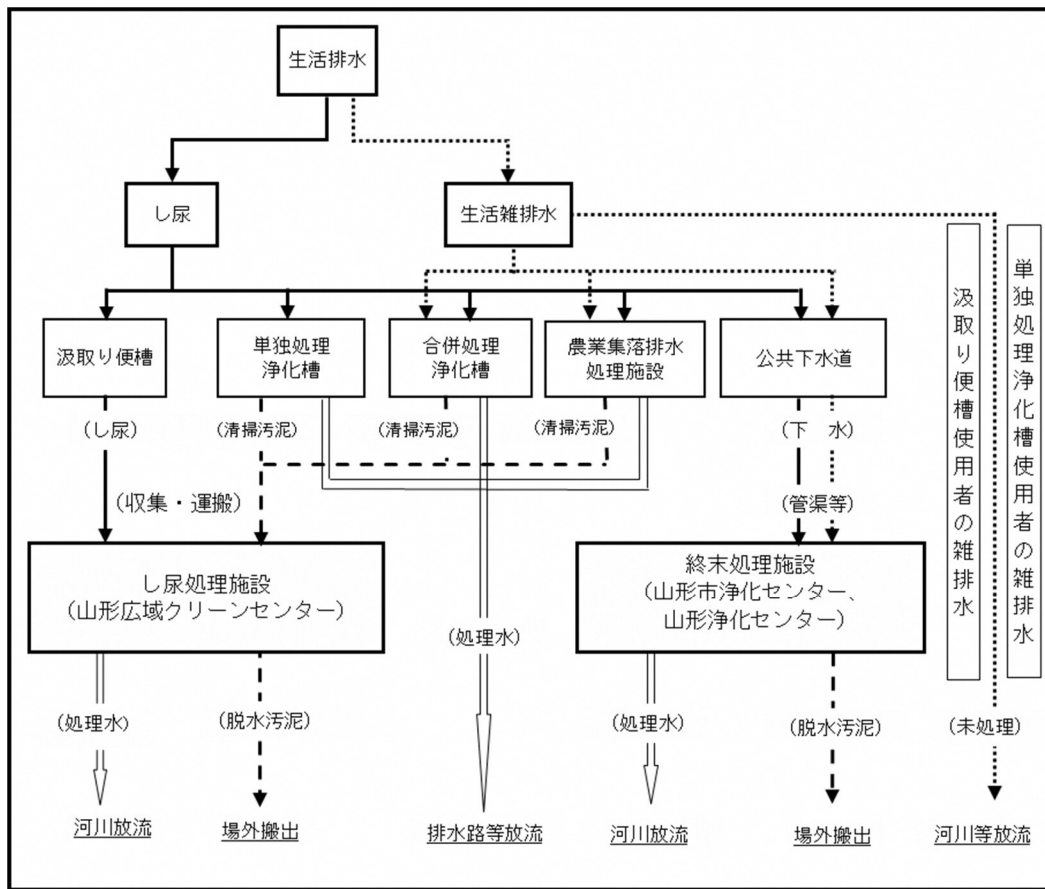
1 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の現状

生活排水とは、日常生活や事業活動に伴い排出されるし尿と生活雑排水のことを指します。生活排水の適正処理とは、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽のいずれかにより処理することです。

生活雑排水の未処理が、公共用水域の汚濁原因のひとつとなっています。

①生活排水の処理体系



②生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移

処理形態別	年度	(単位)	H24	H25	H26	H27	H28
1. 計画処理区域内人口		(人)	250,551	250,532	249,611	249,058	248,047
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		(人)	227,387	228,715	228,675	228,805	229,212
① 下水道人口		(人)	219,809	221,469	221,731	221,993	222,673
② 農業集落排水処理施設人口		(人)	4,266	4,264	4,194	4,152	4,040
③ 合併処理浄化槽人口		(人)	3,312	2,982	2,750	2,660	2,499
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口		(人)	23,164	21,817	20,936	20,253	18,835
④ 単独処理浄化槽人口		(人)	13,493	12,397	11,832	11,355	10,219
⑤ 非水洗化人口 (汲取りし尿)		(人)	9,671	9,420	9,104	8,898	8,616
4. 計画処理区域外人口		(人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率		(%)	90.8	91.3	91.6	91.9	92.4
水洗化率		(%)	87.7	88.4	88.8	89.1	89.8

処理形態別	年度	(単位)	H29	H30	R1	R2	R3
1. 計画処理区域内人口		(人)	246,951	245,554	243,864	242,647	240,990
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		(人)	229,166	229,189	228,996	228,497	227,618
① 下水道人口		(人)	222,957	223,230	223,380	223,045	222,381
② 農業集落排水処理施設人口		(人)	3,925	3,912	3,828	3,765	3,702
③ 合併処理浄化槽人口		(人)	2,284	2,047	1,788	1,687	1,535
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口		(人)	17,785	16,365	14,868	14,150	13,372
④ 単独処理浄化槽人口		(人)	9,439	8,375	7,291	6,832	6,273
⑤ 非水洗化人口 (汲取りし尿)		(人)	8,346	7,990	7,577	7,318	7,099
4. 計画処理区域外人口		(人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率		(%)	92.8	93.3	93.9	94.2	94.5
水洗化率		(%)	90.3	90.9	91.6	91.9	92.3

(2) 前計画の目標と進捗状況

	H28 前計画	H30	R3	R4 中間目標年次	R9 目標年次
生活排水処理率(%)	92.4	93.3 (93.0)	94.5 (93.9)	— (94.2)	— (95.4)

() は前計画策定時の計画値

(3) 生活排水処理の課題

①生活排水の未処理放流の削減

令和 3 年度の生活排水処理形態をみると、市内で下水道の接続の割合が 94.2%を占め、生活排水処理率は 94.5%と高水準に達しています。

残る 5.5%の単独処理浄化槽と汲取り便槽は、生活雑排水が未処理のまま公共水域に排出され、水質汚染の原因の一つとなるため、生活排水処理施設への接続推進が必要となっています。

②生活雑排水による処理施設への負荷の低減

調理くずや油等を、厨房や台所へそのまま排水すると、処理施設に過剰な負荷がかかり、処理水の悪化を招き、水質汚染へつながります。

処理施設への負荷の低減のため、身近なところから実施できることについて、市民や事業者が適正な排水を心掛ける必要があります。

③合併処理浄化槽の管理の徹底

合併処理浄化槽は、適切な維持管理が行われないと、十分な処理性能を発揮することはできません。そのため、合併処理浄化槽の管理者（または設置者）は、清掃、保守点検、法定検査の義務を果たす必要があります。

2 基本方針

本市では、下水道整備事業と農業集落排水整備事業は概ね完了しており、生活排水処理率は全国的にみても高水準にあります。

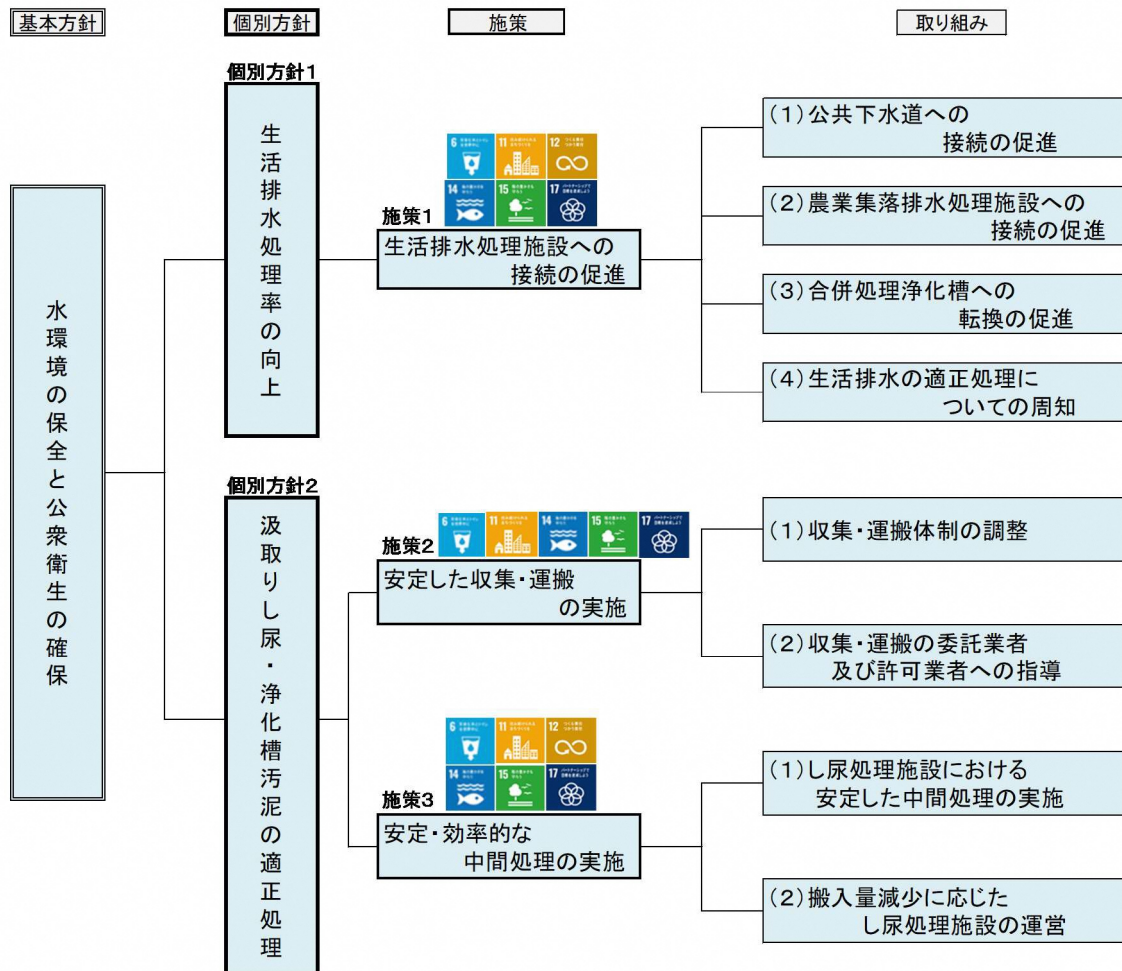
今後は、これら生活排水処理施設への接続を更に促進する等、生活排水の適正処理を推進し、公共用水域の水質の保全や健全で快適な生活環境の保全を目指します。

そのため、次の基本方針を定め、市民・事業者との連携のもと、様々な取り組みを進めます。

基本方針 水環境の保全と公衆衛生の確保

3 施策及び目標

(1) 施策体系図



(2) 具体的施策及び目標

個別方針1 生活排水処理率の向上

施策1 生活排水処理施設への接続の促進

① 公共下水道への接続の促進

下水道処理区域内における未接続者に対し、下水道普及相談員による利用促進に向けた訪宅やパンフレット配布等の普及活動を行うことで、接続の促進に努めます。

また、公共下水道への接続工事を行う世帯への支援制度の活用により、接続を促進します。

近年マンション等において設置がみられるディスポーザの接続について、状況を踏まえながら、対応を検討します。

② 農業集落排水処理施設への接続の促進

農業集落排水処理区域内における未接続者に対し、市ホームページや施設設置地域の地区団体への広報等を通して、接続の促進に努めます。

③ 合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道及び農業集落排水処理施設区域外の地域では、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について、個別訪問や市報、市ホームページを活用した啓発活動により促進します。

転換にあたっての経済的支援を行い、住民負担の軽減を図ります。

④ 生活排水の適正処理についての周知

各生活排水処理施設は、多量の油や調理くず等が排水された場合、過度な負荷がかかり適正な処理ができなくなる場合があります。このことも水質汚濁の原因となるため、適正な使用について市報や市ホームページで周知します。

浄化槽管理者へは、適正な維持管理（清掃・保守点検・法定検査）について、各媒体を利用して啓発します。

法定検査の未受検者に対しては、文書指導、現地指導を行います。

個別方針2 汲取りし尿・浄化槽汚泥の適正処理

施策2 安定した収集・運搬の実施

① 収集・運搬体制の調整

汲取りし尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、引き続き、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者により実施します。し尿・浄化槽汚泥の排出量減少に適切に対応して、収集運搬業務の効率性と安定性を確保していきます。

② 収集・運搬の委託業者及び許可業者への指導

汲取りし尿収集運搬委託業者及び浄化槽汚泥許可業者に対して、適正に業務が遂行されるよう、必要に応じて指導、指示を行います。

施策3 安定・効率的な中間処理の実施

① し尿処理施設における安定した中間処理の実施

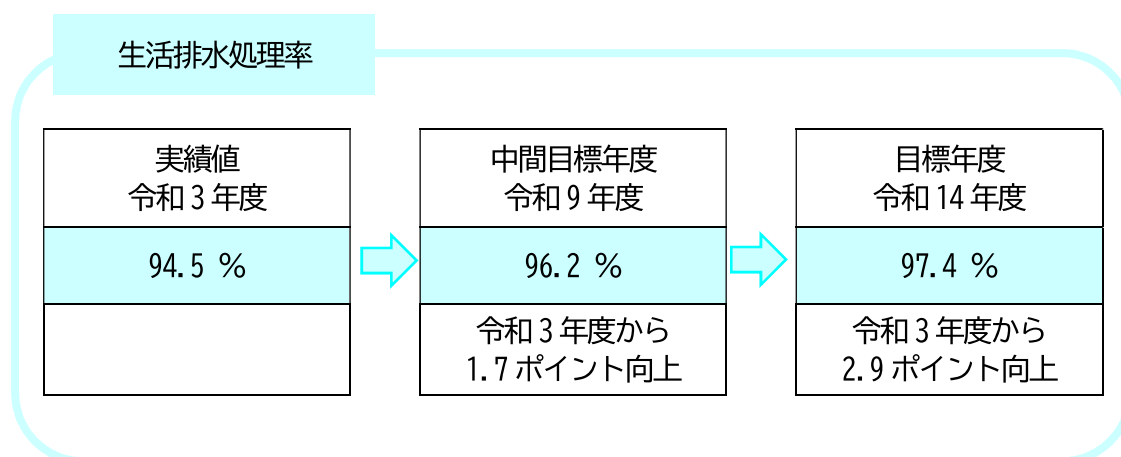
市内で収集された汲取りし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水処理施設から出た汚泥は、山形広域環境事務組合のし尿処理施設（山形広域クリーンセンター）において、安定かつ効率的な中間処理を実施します。

② 搬入量減少に応じたし尿処理施設の運営

山形広域クリーンセンターの設備改修（令和6年3月完成予定）を行い、処理能力を55㎏/日（現状の1/4）に縮小し、放流先を公共下水道へ変更します。

今後の更なる汲取りし尿等の搬入量の減少にも、設備の運転時間調整により対応します。

目標 生活排水処理率の向上



生活排水処理率は現時点で94.5%と、既に高水準にあります。

これは、公共下水道と農業集落排水処理施設の整備が概ね完了していることに加え、これまで継続してきた補助事業や啓発活動による成果と考えられます。

今後、生活排水処理率が向上し、100%に近づくにつれて、その向上率が鈍ることが予測されます。

従って、目標値を予測値と同様に中間目標年度（令和9年度）で96.2%、目標年度（令和14年度）で97.4%と設定します。

引き続き、生活排水処理率向上が達成できるように、今後は広報活動に更に力を入れる等、啓発に努めます。

第5章 計画の推進と進行管理

1 市民・事業者・行政の役割

本計画の施策の推進にあたっては、市民・事業者・行政の役割を以下のとおり定め、各主体がそれぞれの役割と責任を果たし、連携・協力することにより効果的かつ効率的に推進するものとします。

市民の役割

【排出者としての責任】

- ・「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）の実施に努めます。
- ・市民一人一人がごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみをできるだけ出さない、ものをできるだけ長く使うという、ごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、ごみの減量化に努めます。
- ・どうしてもごみになるものについては、分別を徹底するとともに、ごみ出しルールを守り、適正処理に向けた取り組みに協力します。
- ・資源物については、多様なリサイクルルートを活用することで資源化を推進し、循環資源を有効に活用します。
- ・集積所の管理・美化やポイ捨て防止等に積極的に協力します。
- ・汲取り便槽、単独処理浄化槽から公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽へ早期に接続・転換し、水環境の保全に努めます。
- ・浄化槽の適正な維持管理（清掃・保守点検・法定検査受検）に努めます。
- ・台所等からの生活雑排水は、調理くず等の除去や、油は拭き取ってから洗う等の適正な排水処理に努めます。

事業者の役割

【生産者としての責任】

- ・リサイクルしやすい製品の製造や販売に努めます。
- ・生産・流通・販売等の各段階で、商品やサービスがごみを生じさせないよう工夫します。特に販売業者は、レジ袋の削減や簡易包装の推進等、容器包装物等の発生抑制に主眼を置き、ごみそのものを出さない事業活動に取り組みます。
- ・詰替え容器等リユース容器や再資源化可能な商品の製造・流通・販売に配慮します。
- ・店頭回収等、地域におけるリサイクルルートの更なる整備を図り、資源循環を推進し、環境配慮の取り組みを通し、地域への貢献を積極的に果たします。

【排出者としての責任】

- ・ごみ排出者としての自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動を推進し、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みに協力します。
- ・事業所から排出されるごみは、排出者責任の原則に則り、発生抑制に努めるとともに、適正に処理します。
- ・汲取り便槽、単独処理浄化槽から公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽へ早期に接続・転換し、水環境の保全に努めます。
- ・浄化槽の適正な維持管理（清掃・保守点検・法定検査受検）に努めます。
- ・台所や給湯室等からの生活雑排水は、調理くず等の除去や、油は拭き取ってから洗う等の適正な排水処理に努めます。

行政の役割

【ごみ処理・生活排水処理の施策の推進】

- ・ 施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することでごみの減量を推進します。
- ・ 適正な収集・運搬、中間処理、最終処分に努め、環境負荷の軽減に努めます。
- ・ 技術的動向や社会動向を継続的に注視した、ごみの減量化・資源化のより効果的かつ効率的なごみ処理を推進します。
- ・ 老朽化に対応した処理施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ 生活排水処理施設への早期接続の勧奨を行い、未処理の排水を無くしていくことを目指します。
- ・ 浄化槽の適正な維持管理について、指導、周知を図ります。

【市民・事業者・行政の連携による施策の推進】

- ・ 施策の必要性や計画の進行状況等について、わかりやすく説明する責任を果たします。
- ・ 情報公開や情報提供等を積極的に進め、市民や事業者の本計画への参加意欲を高めます。

2 計画の推進体制

(1) 組合及び組合構成自治体、県、市民団体、関係機関等との連携

山形広域環境事務組合及び構成自治体、県、市民団体及び関係機関等と引き続き連携、協力し、本計画に基づく施策を推進します。

(2) 市民・事業者との連携

ごみの適正処理を継続していくためには、ごみの分別徹底等による減量化や資源化の推進が前提となることから、市民や事業者の廃棄物行政への理解と協力が不可欠です。このため、ごみの減量化・資源化の推進に向け、市民・事業者等との連携・協力的体制づくりに努める必要があります。

具体的には、出前講座等を通し、市民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を共有できるよう情報発信し、本計画の基本方針や目標等について共通理解を深め、互いに連携・協力しながらそれぞれの役割と責任を果たすことを目指します。

3 計画の進行管理

本計画に掲げる目標を達成するため、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、見直し(Action)を繰り返すPDCAサイクルにより、継続的に点検、見直し及び評価を行います。各年度の具体的な取り組み内容については、山形市一般廃棄物処理実施計画に反映し実施します。実績及び評価については、市の広報紙及びホームページを通じて公表します。

また、知識経験者や市民組織、関係団体等、幅広い分野から構成される山形市清掃問題審議会に本計画の進捗状況を報告し、意見・提言を受け、計画の推進を図ります。

山形市一般廃棄物処理基本計画

2023年3月策定

編集・発行

山形市 環境部 ごみ減量推進課、廃棄物指導課
〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
電話 023-641-1212 (代表)